



JTUC-TOKUSHIMA 連 合 徳 島

発 行：日本労働組合総連合会徳島県連合会
編集責任者 島 和 久



vol. 296

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35の1
徳島県労働福祉会館内
tel. 088 (655) 4105
fax. 088 (655) 4113
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
http://tokushima.jtuc-rengo.jp/

当面の日程

- ◎ 9月 7日(金) 中小・労安センター秋季合同学習会
(労働福祉会館502号室)
- ◎ 9月19日(水) 「クラシノソコアゲ応援団! RENGOCAMP」&西日本豪雨へのカンパ活動(JR徳島駅前)
- ◎ 9月22日(土) 女性委員会・青年委員会合同学習会
(労働福祉会館502号室)

2018年8月8日と9日に連合2018平和行動in長崎が開催され、連合徳島からは14人が参加した。8月8日、「語り継ぐ戦争の実相と運動の継続で核兵器廃絶と恒久平和を実現しよう」をテーマに、連合2018平和ナガサキ集会在長崎県立総合体育館で開催され、全国から連合組合員など3,360人が参加した。連合長崎宮崎辰弥会長は、「この世に1発の核兵器も要らない。連合長崎も全力で取り組んで行く。みなさんが長崎で見たことを各地で伝えてほしい」とあいさつ。主催者を代表して、連合・相原事務局長は、「連合は、6月から9月を平和行動月間として取り組み、平和の大切さを訴え続けてきた。昨年度で採択された『核兵器禁止条約』



オープニングハンドベル演奏、連合平和長崎集会には全国から3,360人が結集

「核の脅威について」「核兵器禁止条約



平和のメッセージを書き込んでいる折り鶴を献納



原爆落下中心地公園(被爆当時の地層)ピースウォーク

いくことを政府に強く要請する。2020年に開催される『NPT再検討会議』に向けて、核兵器廃絶に向けた機運が世界中で高まっている今こそ、さらなる世論喚起と国際的な働きかけを強めて行かなければならない」と述べた。基調講演では、長崎大核兵器廃絶研究センター鈴木達次郎セン

ター長より、「核の脅威について」「核兵器禁止条約」に賛同し、世界を非核化に導く動議責任



労働福祉会館1階ロビーに原爆投下後の写真と58000羽折り鶴を展示

に引き続き、核兵器廃絶に向けた世界的な機運は高まりつつある。日本政府は『国際社会の分断を一層深める』として条約に参加していない。対立する核兵器国と非核兵器国の橋渡し役として、各国にこれまで以上に強く働きかけて

9日には、平和公園で長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典が営まれた。原爆投下時刻の午前11時2分には、参加者が黙とう。田上富久市長は、「核兵器を持つ国々と核の傘に依存している国々のリーダーに訴える。人類がもう一度被爆者を生む過ちを犯してしまいう前に、核兵器に頼らない安全保障政策に転換することを強く求める。日本政府には、唯一の戦争被爆

国として、核兵器禁止条約

平和行動in長崎

県内から集まった平和の折り鶴58,000羽を献納

平和の尊さ語り継ごう

公 示 連合徳島第30回中間期大会

日時：2018年11月27日(火)10時～

場所：阿波観光ホテル



連合徳島をはじめ、労働福祉5団体救援カンパ活動

連合が求める『誰もが時給1,000円』、2020年までに最低でも800円を目指し粘り強く取り組み、国・国民民主党徳島県総支部連合会日下職員、官公労

この日に寄せられた救援カンパ金は15,727円、8月25日に徳島駅前で行われた2回目のカンパ活動では13,346円が集まり、あわせて29,073円となった。カンパ金は連合本部を通じて岡山・広島・愛媛をはじめ豪雨災害被災地の首長に送られるほか、連合が行っている被災地復興ボランティア活動費用にも充当される。

を果たすことを求める」との長崎平和宣言を行った。午後からは、連合長崎青年委員会・女性委員会のメンバーで構成された、ピースガイドの案内により、原爆落下中心碑をはじめ、平和公園内を巡り、慰霊碑の由来や歴史について学習した。夜には、万灯流しが行われ、静かに流れる万灯を見ながら、鎮魂の想いを胸に、原爆で犠牲となった方々への折り鶴を捧げた。

冒頭、連合徳島森本会長から、西日本豪雨災害被災地への支援活動としてボランティア派遣を行った報告と、駅前での被災地支援カンパへの協力を呼びかけた。中小企業を元気にし、良質な雇用の確保と働きやすい職場環境を実現するために開催している「地域元

「クラシノソコアゲ応援団! RENGOCAMP」徳島駅前行動を2018年8月21日にJR徳島駅前で行き、働き方改革・最低賃金・西日本豪雨災害救援カンパをテーマに連合徳島各構成組織をはじめ労働福祉6団体から50名が参加し、街頭宣伝・ビラ配り・カンパ活動を行った。

中央最低賃金審議会における目安額が示された。これを受けて専門部会が開催され、8月6日の第3回専門部会で最後まで反対していた使用者側委員が公益委員との真摯な協議を重ねた結果、労働者側委員も賛成できる『目安額25円+1円』の26円での合意が図られ、7年ぶりの全会一致で結審し、その後開催された第3回本審に報告された。残りの手続きが順調に進めば10月1日から徳島県における地域最低賃金は766円となる。しかし、766円で年間2,000時間働いても153万円ほどにしかない。連合が求める『誰もが時給1,000円』、2020年までに最低でも800円を目指し粘り強く取り組み、国・国民民主党徳島県総支部連合会日下職員、官公労



原爆落下中心碑でも折り鶴を献納



連合徳島から代表団14人(うち子ども1人)が参加



最低賃金改定の周知 労働福祉団体と西日本豪雨災害 救援カンパ活動を実施

「クラシノソコアゲ応援団! RENGOCAMP」徳島駅前行動を2018年8月21日にJR徳島駅前で行き、働き方改革・最低賃金・西日本豪雨災害救援カンパをテーマに連合徳島各構成組織をはじめ労働福祉6団体から50名が参加し、街頭宣伝・ビラ配り・カンパ活動を行った。

冒頭、連合徳島森本会長から、西日本豪雨災害被災地への支援活動としてボランティア派遣を行った報告と、駅前での被災地支援カンパへの協力を呼びかけた。中小企業を元気にし、良質な雇用の確保と働きやすい職場環境を実現するために開催している「地域元



救援カンパ活動の様子

中央最低賃金は、1%増え、状況も1%増え、台であり、中央最低賃

あなたの街の最低賃金はいくら!?

徳島県の地域別最低賃金は **766円** (時給) である。これは、徳島県が定める最低賃金であり、労働者が受けるべき最低の賃金である。

徳島県 地域別最低賃金は **766円** (時給) である。これは、徳島県が定める最低賃金であり、労働者が受けるべき最低の賃金である。

0120-154-052

使用委
員は、「経
済成長が伴
っていない
ことに加え
賃金の改定
状況も1%
増え、台で
あり、中央
最低賃

金審議会が示した3%を超える目安額には失望しており、政府への付度以外の根拠もなく中小の経営に大きな影響を与える改定はできない」とした。

本年度の地域別最低賃金に係る審議は2018年7月5日の第1回本審での諮問をスタートに、2018年度徳島県最低賃金審議会が開催され、8月6日の第3回専門部会において、公

金審議会が示した3%を超える目安額には失望しており、政府への付度以外の根拠もなく中小の経営に大きな影響を与える改定はできない」とした。

2017年度に目安額がCランクに変更となり、2年目の審議となった今年の審議会では、次のような公労使の基本的な考え方を背景に進められた。

金審議会が示した3%を超える目安額には失望しており、政府への付度以外の根拠もなく中小の経営に大きな影響を与える改定はできない」とした。

本年度の地域別最低賃金に係る審議は2018年7月5日の第1回本審での諮問をスタートに、2018年度徳島県最低賃金審議会が開催され、8月6日の第3回専門部会において、公

金審議会が示した3%を超える目安額には失望しており、政府への付度以外の根拠もなく中小の経営に大きな影響を与える改定はできない」とした。

2018年10月1日からの徳島県の法定地域別最低賃金

1時間あたり 766円未満は法律違反!!!

「先進国の中で低位にある最低賃金の現状や、人口減少下で徳島県から隣県および首都圏へと人材流出していることへの危機感、他県の審議状況などを踏まえると、2020年に800円を当面の到達目標として引き上げていくこと、審議会

2018年8月25日に第18期ボランティア・サポートチーム養成講座の第3回講座「災害時を想定した実技研修①」を徳島県立防災センターにおいて開催し、構成組織等から18名が参加した。

参加者からは「日頃気にしていなかった災害時での健康管理や地震後の初期消火の大切さと安全な避難を体験できて良かった」などと、感想が寄せられた。今後もボランティア・サポートチーム養成講座を通じてあらゆる災害への防災・減災に対応できる人材育成に向けて活動を推し進めていく。

金審議会が示した3%を超える目安額には失望しており、政府への付度以外の根拠もなく中小の経営に大きな影響を与える改定はできない」とした。

2018年8月25日に第18期ボランティア・サポートチーム養成講座の第3回講座「災害時を想定した実技研修①」を徳島県立防災センターにおいて開催し、構成組織等から18名が参加した。

参加者からは「日頃気にしていなかった災害時での健康管理や地震後の初期消火の大切さと安全な避難を体験できて良かった」などと、感想が寄せられた。今後もボランティア・サポートチーム養成講座を通じてあらゆる災害への防災・減災に対応できる人材育成に向けて活動を推し進めていく。

地震体験では阪神・淡路大震災の揺れを体験し、消火体験では練習用消火器を使って初期消火を学び、煙体験では人工的に作られた煙の中をハンカチで煙を吸



風速30メートルの風を体感



非常食体験

— 徳島労働局からのお知らせ —

「働き方」が変わります!!

— 2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます —

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

Point 1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point 2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point 3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、専門家が無料で相談に応じます。

徳島県働き方改革推進支援センター Tel:0120-967-951

時間外労働の上限規制や年次有給休暇など労働基準法、労働安全衛生法の改正に関するお問い合わせ

各労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

徳島 Tel:088-622-8138 鳴門 Tel:088-686-5164

三好 Tel:0883-72-1105 阿南 Tel:0884-22-0890

徳島労働局労働基準部監督課 Tel:088-652-9163

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関するお問い合わせ

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

徳島労働局雇用環境・均等室 Tel:088-652-2718

【派遣労働者関係】

徳島労働局職業安定部需給調整事業室 Tel:088-611-5386